

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 市川南地区電線共同溝工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	労務単価の補正	<p>特記仕様書8-2において、交通規制及び通行止めによる規制可能時間帯(施工可能時間帯)が9:00～17:00と時間的制約を受けております。</p> <p>一方、適用積算基準一覧にて、国土交通省 土木工事標準起算基準書を適用基準としていると提示があります。</p> <p>国土交通省 土木工事標準起算基準書にて、時間的制約を受ける公共土木工事の積算として労務費の補正割増しを行うこととなっております。</p> <p>本工事は、時間的制約を受ける工事であり、補正割増し係数は「時間的制約を著しく受ける場合」「補正割増し係数1.14」にて積算に係る労務費の算定を行っていると考えてよろしいでしょうか。</p>	本工事は「時間的制約を著しく受ける場合」の対象となります。
2	土木工事標準単価の補正	<p>特記仕様書8-2において、交通規制及び通行止めによる規制可能時間帯(施工可能時間帯)が9:00～17:00と時間的制約を受けております。</p> <p>一方、適用積算基準一覧にて、国土交通省 土木工事標準起算基準書を適用基準としていると提示があります。</p> <p>本工事において土木工事標準単価により積算計上を行う場合、時間的制約を受ける工事であり、「時間的制約を著しく受ける場合」の補正にて算定を行っていると考えてよろしいでしょうか。</p>	本工事は「時間的制約を著しく受ける場合」の対象となります。
3	土木工事市場単価の補正	<p>特記仕様書8-2において、交通規制及び通行止めによる規制可能時間帯(施工可能時間帯)が9:00～17:00と時間的制約を受けております。</p> <p>一方、適用積算基準一覧にて、国土交通省 土木工事標準起算基準書を適用基準としていると提示があります。</p> <p>本工事において土木工事市場単積算計上を行う場合、時間的制約を受ける工事であり「時間的制約を受ける場合」の補正にて算定を行っていると考えてよろしいでしょうか。</p>	本工事は「時間的制約を受ける場合」の対象となります。